

美浜町制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下「工事」という。）の入札の開札後に入札者の順位を付け、落札候補者を決定し、入札参加者資格を確認し、かつ、それに適合する者を落札者として決定する制限付き一般競争入札（事後審査型）（以下「一般入札（事後型）」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、もって、工事の入札参加者及び発注者における事務の効率化並びに入札に係る透明性の向上及び公正な競争の促進を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 一般入札（事後型）は、原則として、次に掲げる工事のうち契約権者（美浜町財務規則（昭和39年美浜町規則第2号）第2条第7号に規定する者をいう。以下同じ。）が選定した工事について適用するものとする。

(1) 美浜町建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき実施する工事

(2) 前号のほか、契約権者が必要と認める工事

2 前項に規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体対象発注工事には適用しないものとする。

（入札の公告）

第3条 一般入札（事後型）の入札の方法及び入札に参加する者に必要な資格に関する事項は、掲示、掲載等の方法により公告する。

（入札の参加者の資格）

第4条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる条件に適合し、かつ、経営の状態及び信用の状態が良好であること。

ア 町の一般競争入札参加資格を有すると決定された者であること。

イ 美浜町建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領に基づく指名停止又は指名除外を受けている期間中でないこと。

ウ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者又は退職一時金制度を有している者であること。

エ 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 当該工事と同種及び同程度の工事の施工実績があること。

(4) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人が適正であること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(資格の決定)

第5条 契約権者は、前条に規定する資格を有するかどうかを、第15条に規定する入札参加資格委員会の議を経て決定する。

(設計図書の配布及び閲覧)

第6条 一般入札(事後型)の設計図書の配布及び閲覧の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 設計図書は、有償により配布するものとし、その旨を公告に明示する。
- (2) 設計図書の配布期間、配布場所及び配布方法を公告に明示する。
- (3) 設計図書の配布は、公告後速やかに開始するものとし、入札執行日の前日までに行う。
- (4) 設計図書の閲覧期間及び閲覧場所を公告に明示する。

(質問の受付及び回答)

第7条 一般入札(事後型)の質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 設計図書に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告に明示する。
- (2) 質問書の提出は、受付場所への持参により行い、郵送又は電送によるものは受け付けないものとし、その旨を公告に明示する。
- (3) 質問書の受付期間及び受付場所を公告に明示する。
- (4) 質問書の受付期間は、原則として設計図書の配布を開始した日の翌日から、入札執行日の5日前までとする。
- (5) 質問書の受付場所は、工事発注担当課とする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧場所を公告に明示する。
- (7) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から開始し、入札執行の前日をもって終了する。
- (8) 質問に対する回答書の閲覧場所は、工事発注担当課の指定する場所とする。

(入札の無効)

第8条 一般入札(事後型)においては、入札に参加する者に、必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者、及び工事入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者の行った入札は無効とする。この場合において、確認を受けた者であっても、申請者提出後入札までに指名停止を受けた者又は入札の時点において第4条に規定する入札参加者資格のない者の行った入札も無効とする。

(開札)

第9条 契約権者は、公告で指定した開札日時及び開札場所において、すべての入札書を開札した後、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した入札参加者(以下「落札候補者」という。)の業者名を宣言し、及び公表して入札を保留し、落札候補者について、資格

確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、事後審査通知書（様式第1号）により通知する。

（入札参加者資格確認書類の提出）

第10条 契約権者は、前条の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、公告に基づき、次に掲げる入札参加者資格確認に必要な書類（以下「入札参加者資格確認書類」という。）の提出を求める旨を入札参加資格確認申請書等提出依頼書（様式第2号）により通知する。ただし、次項ただし書の規定により、あらかじめ提出させている場合は、除く。

(1) 入札参加者資格確認申請書（様式第3号）

(2) 同種同程度の工事の施工実績（施工実績等を入札参加者の条件とした場合）（様式第4号）

(3) 配置予定の現場代理人及び監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式第5号）

(4) その他入札参加者資格の確認のため町長が必要と認める書類

2 前項の入札参加者資格確認書類の提出の通知を受けた落札候補者は、原則として、当該通知を受けた日から起算して2日以内（美浜町の休日を定める条例（平成元年美浜町条例第22号）第1条に規定する町の休日を除く。）に当該書類を提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合又は契約権者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。

3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に第1項各号に規定する入札参加者資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために契約権者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者の行った入札は、入札参加資格のない者の行った入札とみなし、無効とする。

4 落札者は、入札参加者資格確認申請書（様式第3号の2）及び第1項第3号を確認できる資料を契約締結時に契約権者に提出するものとする。

（資格の確認）

第11条 契約権者は、公告等に示した入札参加者資格に基づき、第1順位の落札候補者から順に、入札参加者資格確認書類を確認し、入札参加者資格に適合する者（以下「適格者」という。）が確認できるまでこれを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、適格者以外に適格者と同一順位の落札候補者がいる場合には、これらの者すべてについて入札参加者確認書類を確認し、適格者の確認を行う。

3 前2項の確認は、入札書及び入札参加者資格確認書類により行うものとする。この場合において、契約権者は、入札参加者資格の適合の確認に併せて、配置技術者の確認を行うものとする。

4 第1項から前項までの入札参加者資格の確認においては、契約権者は、公告等に示した入札参加者資格と提出された入札参加者資格確認書類の内容が適合しているかどうかを確認し、確認を行った者すべてについて、入札参加資格確認調書（様式第6号）を作成し、第15条に規定する入札参加者資格

委員会の議を経て、入札参加者資格の適合を決定する。

- 5 前項の規定により、落札候補者のすべてが入札参加者資格を満たしていないと確認されたときは、第2順位以降の入札参加者を新たな落札候補者として、順に第10条及び前条の規定に基づき、入札参加者資格の確認を行うものとする。
- 6 前項の規定により、新たな落札候補者を選定した場合には、入札参加者すべてにその旨を通知するものとする。
- 7 契約権者は、第3項の確認の際に疑義が生じた場合は、第15条に規定する入札参加者資格委員会に諮るものとする。

(落札の決定又は入札参加者資格不適合の決定)

第12条 契約権者は、第11条第4項により決定した者(入札参加者資格を満たしていないと確認した者を除く。以下同じ。)が適格者であることを確認した場合は、当該適格者を落札者として決定し、落札決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、適格者が複数ある場合には、くじにより落札者を決定する。
- 3 第1項の通知は、原則として、落札候補者から入札参加者資格確認書類が提出された日から起算して7日以内(町の休日を含む。)に行うものとする。
- 4 契約権者は、第11条第4項により決定した者が入札参加者資格を満たしていないことが確認された場合には、当該落札候補者に対して、不適合の旨を通知するものとする。
- 5 前項の規定により不適合を通知された者は、不適合とされた理由について次条の規定に基づき、説明を求めることができる。
- 6 入札参加者が、落札決定までに公告等に掲げるいずれかの資格を満たさなくなったときは、入札参加者資格がないものとみなす。
- 7 契約権者は、落札候補者となりながら、適格者又は不適合者にもならなかった者がいる場合には、未審査通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(確認を受けられなかった者に対する理由の説明)

第13条 確認を受けられなかった者は、第11条第4項の決定をした日の翌日から起算して5日(町の休日を除く。)以内に確認を受けられなかった理由について説明を求めることができるものとし、その旨を公告に明示する。

- 2 確認を受けられなかった者が説明を求める場合は、書面を提出することにより行うものとし、その旨を公告に明示する。
- 3 前項の書面の提出先は、工事発注担当課とするものとし、その旨を公告に明示する。
- 4 契約権者は、第2項の書面の提出があったときは、原則として、第1項の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告に明示する。
- 5 契約権者は、説明を求めた者に入札参加者資格があると認める場合には、

第11第4項の決定を取り消し、前項の回答と併せて、改めて確認の決定を行う。

6 契約権者は、第4項の回答及び前項の通知を行う場合は、委員会の議を経て行う。

(入札の結果の公表)

第14条 一般入札(事後型)の入札の結果は、落札者の決定後、閲覧の方法により速やかに公表するものとする。

2 入札の結果一覧表には、落札者について、落札者であること、入札参加資格が確認されていること及び落札決定日を表示するものとする。

3 不適格となった入札参加者については、不適格とされたこと及びその理由を表示するものとする。

(入札参加者資格委員会)

第15条 第5条に規定する資格の決定等の審議等をするため、入札参加者資格委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、副町長を委員長とし、その他の委員については委員長が指定する者をもって構成する。

3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 入札参加者資格に関する事項

(2) 入札参加者資格確認資料の説明会に関する事項

(3) 提出資料のヒアリングの実施の有無に関する事項

(4) 入札参加者資格の有無に関する事項

(5) 入札参加者資格の不適格者からの理由の説明への対応に関する事項

(6) その他必要な事項

(その他)

第16条 この要領に定めるもののうち、入札の条件等に関わる内容については、あらかじめ公告等において周知するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。